

令和元年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和元年度 第3回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和2年1月28日(火) 午後2時～午後3時30分
場所	宇治市役所 5階 501会議室
出席者	<p>(委員) 松岡会長 尾形委員 池田委員 大杉委員 谷委員 能瀬委員 吉田委員</p> <p>(事務局) 秋元副部長 松井副課長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任</p> <p>(実施機関) 都市整備部 都市計画課 米田課長 総務部 資産税課 大下課長、市民税課 川北課長</p> <p>(傍聴者) なし</p>
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 個人情報漏えい事案について(報告事項)</p> <p>イ 賦課徴収業務に係る個人情報を京都地方税機構が利用することについて(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、個人情報漏えい事案について及び賦課徴収業務に係る個人情報を京都地方税機構が利用することについての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 個人情報漏えい事案について</p> <p>(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの実施機関からの説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 10月20日に指摘を受けたとあるが、指摘があるまで、なぜ課内で情報共有できていなかったのか。</p> <p>(実施機関) メールは個人のもではなく、課のメールを使用しており、課の職員であれば見ることができるが、それぞれの業務の担当者に任せているところがある。指摘されたメールについても内容を把握できていなかったところが問題であった。</p> <p>(委員) 誤送信した職員以外の職員もそのメールを見ることができたのか。</p> <p>(実施機関) そうである。</p> <p>(委員) 通常業務において、他の職員はメールを確認しないのか。</p> <p>(実施機関) 課宛てのメールについては、担当者以外の職員が見ることはあるが、〇〇様といった、担当者宛てのメールについては、担当者に任せっきりになっていた。</p> <p>(委員) 担当者は指摘された方については謝罪したが、他の方には謝罪等の対応はしな</p>	

かったのか。

(実施機関) 指摘いただいた方には謝罪をし、ご理解を得られたため、担当者はそれで解決したと判断をしてしまった。

(委員) 基本的に BCC でメールを送ることについて、不便はないのか。今回の件で言えば、地域まちづくり協議会で7名の方がいる。お互いの参加者がわからず、他の参加者に自分の個人情報を知られたくない方もいるかもしれないが、双方のメールのやり取りがある場合は、BCC であれば送信者にしか返信できない。

(実施機関) 参加者の間でやり取りが必要なことがあれば市を経由して対応することになる。不便なところはあるかもしれないが、安全性を考慮している。

(委員) 部署によって取り扱いは変わるのか。

(事務局) 個人情報保護制度所管課としては、BCC での対応をお願いしている。

(委員) 個別に同意を得られていて、互いにやり取りがある場合は CC で送る可能性もありえるか。

(事務局) 手法としてはありえるが、各課の状況を把握していない。

(委員) 今回の“うじ井戸端会議の開催案内”のメールを送信した職員は、前回は送信した職員と変わったのか。それとも同じ職員が送ったのか。メールの送信業務を代わりに行ったとか、年度代わりで担当者が変わったということはないか。

(実施機関) 担当者の変更はなく、ここ数年担当している職員が誤送信をしてしまった。年に2、3回送信しており、メールアドレスが個人情報であるという認識は持っていた。

(会長) 他に何か意見、指摘はあるか。なければ次の報告事項に移る。

4 報告事項 賦課徴収業務に係る個人情報を京都地方税機構が利用することについて

(1) 事務局及び実施機関から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会長) ただいまの事務局及び実施機関からの説明について、質問はあるか。

(委員) 基幹系システムから抽出したデータを USB で保存し、その USB を京都地方税機構の専用端末に接続して個人情報を引き渡す方法について詳しく説明してほしい。

(実施機関) 職員が普段使用しているパソコンとは別に、京都地方税機構が市役所内に置いている専用のパソコンがある。そのパソコンに USB を差し込み、USB に保存したデータを送信している。

(委員) 引き渡しは専用回線を用いているのか。

(実施機関) そうである。

(委員) 今まで京都地方税機構への個人情報の提供は例外類型09を適用していたが、国及び京都地方税機構の通知文をもって、外部提供としていたものを内部利

用とするということは、例外類型09は不要になるのか。

(事務局) 提供の例外類型09は、平成19年度に京都府の後期高齢者医療広域連合に提供するために審議し、答申を得たものであり、そちらへの提供は継続して例外類型09を適用して提供していく。

(委員) 国からの通知文にて、一部事務組合等や広域連合は地方公共団体の一部であり、外部提供には当たらないという考えか。これを認めると、例外類型09が不要なのではないか。

(事務局) 国の通知を受けて京都地方税機構から明確に示されたものであり、後期高齢者医療広域連合については、こういった考え方が示されているのか確認がとれていないため、そちらへは継続して例外類型09を適用して提供していく。

(委員) 京都地方税機構事務局長が通知文を發出しており、その所管の範囲内のみ適用されるということか。

(事務局) そうである。

(委員) 京都地方税機構からの通知文に記載のとおり、内部利用とするかどうかについての最終判断は構成団体とある。国からの通知文では、何か制度が変わったというわけではなく、今まで示されていなかったものが示されたということか。法律の解釈の問題であり、今まで例外類型09を適用して外部へ提供していたものをやめて、内部利用とするのはいかがなものか。

(委員) 内部利用として利用することも、例外類型09を適用して提供することも結果は同じである。通知文には、内部利用として整理できるとあるが、「各構成団体での判断」と記載されており、最終の判断は構成団体であり、必ずしも従う必要はない。

(委員) 例外類型09でなく、法令の根拠に基づいて取り扱うという確認ではないのか。

(委員) 法令に基づくものではない。

(委員) 内部利用として取り扱うことになるので、提供の根拠は必要なくなるということになり、なんでもありになるおそれがある。

(委員) 別の組織であるため形式的でも外部提供でよいのでは。そのために作った例外類型である。

(委員) 通知が来たからといって審議会で積み上げたものを無視して、今後どのように取り扱うのか判断に困る。

(会長) 本案件は報告事項であるが、実質、審議に近いようなところがある。説明の中では引き渡しの過程が安全であり、また、京都地方税機構にも個人情報に関する規定を設けていることを確認しているということか。

(事務局) そうである。

(委員) 例外類型09を適用して提供はしないが、同等の確認はするという理解でよい

か。

(事務局) そうである。過去に京都地方税機構への提供について例外類型09を適用するという報告をした経過があるので報告させていただいた。

(委員) 国及び京都地方税機構が示した通知文のとおり内部利用として取り扱わなければならないということでもない。本市のルールに沿って対応するべし。本市は内部利用で個人情報を引き渡すということになるが、従来と同様の対応をするということによいか。

(事務局) これまでの対応より劣るようなことはしない。

(委員) 法律が変わったとか制度が変わって、取り扱いが変わるのであれば理解はできるが、国から示された解釈が理解できない。

(委員) この考えならば例外類型09は必要ない。

(委員) 国からの通知が平成27年、京都地方税機構からの通知文は平成30年で、通知から今回の報告までにタイムラグがあるのはなぜか。

(実施機関) 償却資産の課税事務の共同化という方針が決まったのが平成30年3月以降で、新しい事務を広域連合で行う場合については、各地方公共団体の議会の議決が必要となる。平成30年6月に方針が固まり、そこから個人情報をどう取り扱っていくかについて具体的に話を進め、税機構の考え方や解釈に沿って、本市が個人情報の取り扱いについて、方針が決定したのが令和元年6月である。通知から報告までに時間を要したのはそういった理由である。

(事務局) 補足であるが、国からの通知文については、個人情報ではなくて特定個人情報の考え方が示されている。特定個人情報とは、いわゆるマイナンバーの個人情報であり、個人情報という大きな枠の中の特定個人情報についての考え方を国が示したのが、平成27年2月であり、それを含めて、税情報についての京都地方税機構から国の確認にタイムラグがあることは、あり得る話である。

(委員) 例外類型09で考えるのか、内部利用と考えるのか、どちらにせよ結果は同じではある。ただ、枠組を変更するのであれば変更するという審議をして決めるべきだと思う。国から通知があったから今まで審議したことが無くなるというのは、おかしいのではないか。もし、その国の通知を受けて、解釈を変更して、例外類型09を削除するというのであれば、削除する審議をして決めるべきではないか。後期高齢者医療広域連合も同じ扱いで審議して決めていくべきものであると思う。

(委員) 今まで個人の権利利益を侵害するようなことはあったか。事例があれば、それによって消すべきではないという考えもある。例外類型09を削除して、内部利用として取り扱うことになると、最終的に、国の一括管理になるのではないかと懸念される。その時の責任は誰がするのか。

(委員) 勝手に自分の個人情報が漏えいしてしまえば、個人の権利利益の侵害になると

思う。

(委員) もし京都地方税機構で個人情報の漏えいがあれば、誰が責任を取るのか。国は責任をとらない。京都地方税機構か本市かで言えば、本市であると思う。

(委員) 組織が大きくなればなるほど責任の所在はなくなるなという感じがする。

(委員) 京都地方税機構が個人情報を流出した場合、本市が責任を取るようになるのか。

(委員) 個人情報を提供している本市は責任を負わざるを得ないと思う。

(委員) 賦課徴収業務については、国や京都地方税機構からの通知のとおり内部利用にすることを受け止めつつ、後期高齢者医療広域連合については継続して例外類型09を適用してもらおう。そちらでも同様の通知があった時は、その時に判断せざるを得ない。

(会長) 京都地方税機構に対し、今までと同様の手法を用いて個人情報を提供するため安全であるという確認はできた。今後同じような問題が出てきた場合は、議論をする必要はある。そのようにまとめてよろしいか。

(委員) 今回の償却資産の分だけか。今までに例外類型09として認めてきたものは他にあるのか。

(事務局) 平成21年度の審議会にて報告した、税の滞納情報並びに、本日説明させていただいた償却資産及び軽自動車税についても内部利用として取り扱うことになる。

(委員) 今回償却資産の業務を移管するとのことであるが、これまでの京都地方税機構への業務移管の経過について説明してほしい。

(事務局) 京都地方税機構は当初、府内の市町村の徴収業務だけを担うということで立ち上げ、徴収だけであったが、課税の中の業務についても数年おきに拡大していった。行政が担うべき税の業務の割合の中で広域連合が大きく占めていっているというのが確かにある。本市の職員も京都地方税機構へ派遣しており、関わり合いが深い。当然、京都地方税機構にも個人情報保護条例があり、システム上のセキュリティもきちんとしていることも確認している。もちろん、何でもかんでも内部利用にするということは違うものだという認識はしている。しかしながら、多数の職員を派遣していることもあり、京都地方税機構と市の税務課とのやり取りは綿密な情報共有・連携もしながら、徴収業務や課税業務をする必要がある。そのあたりを考慮して、京都地方税機構への個人情報の引き渡しは内部利用とする考え方に至った。後期高齢者医療広域連合についても、同様に国の通知があれば、当然、ご審議いただく必要はあると思っている。

(会長) 京都地方税機構は、広域連合の中でもやや特別な部分があるので、内部の組織として個人情報を引き渡す。以後、後期高齢者医療広域連合への個人情報の引き渡しが内部利用として取り扱うようなことがあれば審議するということでよい

か。

(委員) 今後、京都地方税機構へ個人情報を提供することが生じた場合はどうするか。

(会長) その際は審議会にて報告していただく。他に質問はあるか。なければ賦課徴収業務に係る個人情報を京都地方税機構が利用することについての報告はこれで終了する。

5 その他連絡事項等について

事務局が、次回審議会の日程等の確認を行った。

6 閉会

(会長署名)